# 静岡大学ものづくり館使用規約

### 第1条 管理者

- 1. 当施設の管理者は、静岡大学浜松学生支援課長とする。
- 2. 当施設の鍵の管理者は、静岡大学浜松学生支援課長、次世代ものづくり人材育成センター工作技術部門長及び守衛所とする。

### 第2条 使用目的

当施設は、本学に所属する学生、教員又は管理者が使用を認める団体がものづくりを行う目的及び他者とコミュニケーションを図る目的で使用されるものとする。

#### 第3条 使用資格

- 1. 当施設を使用する者は、事前に静岡大学浜松学生支援課に使用許可願を提出して許可を受けなければならない。ただし、開放期間に当施設を使用する者を除く。
- 2. 使用許可願の様式は、別紙1のとおりとする。
- 3. 使用許可願の提出後、記載内容に変更が生じた場合は速やかに変更を申し出なければならない。
- 4. 当施設を使用する者は、当日静岡大学浜松学生支援課に使用開始時刻、使用終了予定時刻及び使用終了時刻を報告しなければならない。

### 第4条 鍵の取り扱い

- 1. 最初に当施設の使用を開始する者は、静岡大学浜松学生支援課から鍵を受け取るものとする。
- 2. 最後に当施設の使用を終了する者は、消灯、火気の点検及び戸締りを行い、静岡大学浜松学生支援課に鍵を返却しなければならない。
- 3. 静岡大学浜松学生支援課の窓口が閉まっている場合は、守衛所が対応するものとする。

### 第5条 機器の取り扱い

- 1. 特定の機器の使用に際し、その機器の担当者が指定する講習を事前に受け、使用資格を得るものとする。また、機器の使用資格が記載されているカードを提示するものとする。
- 2. 特定の機器は、事前予約又は当日予約を行って使用されるものとする。
- 3. 当日予約は、機器の使用が可能な状態で且つその機器の担当者がいる場合にのみ行われるものとする。
- 4. 特定の機器は、事前仮予約又は当日仮予約を行って当日次世代ものづくり人材育成セン

ター工作技術部門に許可を得て使用されるものとする。

- 5. 機器使用後に使用者がその機器及び周辺の清掃を行うものとする。
- 6. 施設及び備品を破損した者に対して原形回復に必要な費用を請求する場合がある。
- 7. 機器の担当者立会いの下で使用する場合は第5条を満たすものとする。

### 第6条 開放期間

- 1. 開放期間は、事前に静岡大学浜松学生支援課から使用許可を受けている共有スペースの 運営者が滞在する期間とする.
- 2. 開放期間では、静岡大学浜松学生支援課から施設の使用許可を受けていない者で、共有スペースの運営者から使用許可を受けている者は共有スペースを使用することができるものとする。
- 3. 機器の取り扱いについては第5条を適用する。

## 第7条 禁止事項

以下の行為を禁止する。

- 1. 虚偽の報告
- 2. 使用許可された目的及び時間以外の使用
- 3. 使用許可された部屋、設備及び備品の転貸
- 4. 備品の移動及び外部への持ち出し
- 5. 使用許可無しでの当施設の使用
- 6. 当施設内での喫煙及び飲酒
- 7. 所定の場所以外の貼紙及び掲示

### 第8条 その他

- 1. 火災、盗難及びその他の異常が生じたときは、臨機の措置を講じた上、速やかにその旨を浜松学生支援課に連絡しなければならない。
- 2. 本規約に違反した者の施設の使用を中止又は禁止する場合がある。

#### 第9条 規約の改定

本規約は、ものづくり系サークル連絡会の決議により変更されるものとする。